第六号様式（第八条第二項）

（表）

第　　号

写 真	身　分　証　明　書 所　　属 職　　名 氏　　名 生年月日

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第１項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

千葉県知事　　印

（裏）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第74条　略

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　略

（測量又は調査のための土地の立入り等）

第77条　国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第３条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）若しくは第４項の規定による特定都市河川流域の規定又は第44条第１項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

２～４　略

５　第74条第２項の規定は、第１項の場合について準用する。

６～10　略

備考　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。